

新設分割にかかる事前開示事項の一部訂正について

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

2024年11月22日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「新設分割にかかる事前開示書面(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)」について、当該内容の一部を変更し、訂正いたしましたので、改めて、次頁以下に当該書面の全部を掲載いたします(訂正箇所は下線で表示しております。)

2024年11月22日

新設分割に関する事前開示書面
(会社法第803条第1項及び同施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

当会社を新設分割会社、コーポレートコーチ株式会社(本店所在地:東京都港区西新橋一丁目7番14号(以下「新設分割設立会社1」という。))を新設分割設立会社とする新設分割手続(以下「本件会社分割1」という。)、エグゼクティブコーチ株式会社(本店所在地:東京都港区西新橋一丁目7番14号(以下「新設分割設立会社2」という。))を新設分割設立会社とする新設分割手続(以下「本件会社分割2」という。)、及びB-Connect株式会社(本店所在地:東京都港区西新橋一丁目7番14号(以下「新設分割設立会社3」という。))を新設分割設立会社とする新設分割手続(以下「本件会社分割3」という。)に関する、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項は以下のとおりです。

記

第1 本件会社分割1について

1. 新設分割計画の内容

別紙1「新設分割計画書(コーポレートコーチ株式会社)」のとおり。

2. 分割対価等についての定め相当性に関する事項

- (1) 新設分割設立会社1は、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、そのすべてを当会社に割当交付致します。本件会社分割に際して当会社に対して交付される新設分割設立会社1の株式の数につきましては、本件会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当会社と新設分割設立会社1との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、本件会社分割の目的に鑑み、新設分割設立会社1の資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定致しました。
- (2) 新設分割設立会社1の資本金及び準備金につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本件会社分割後の新設分割設立会社1の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、新設分割設立会社1の事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、別紙1「新設分割計画書(コーポレートコーチ株式会社)」第5条に記載のとおり決定致しました。

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日(2023年9月30日)時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ932,040千円、243,465千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社1が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社について

本件会社分割により、当会社から新設分割設立会社1へ承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ概算で67,050千円、0円であり、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の新設分割設立会社1の収益状況について、新設分割設立会社1の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、新設分割設立会社1における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

第2 本件会社分割2について

1. 新設分割計画の内容

別紙2「新設分割計画書(エグゼクティブコーチ株式会社)」のとおり。

2. 分割対価等についての定め相当性に関する事項

(1) 新設分割設立会社2は、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、そのすべてを当会社に割当交付致します。本件会社分割に際して当会社に対して交付される新設分

割設立会社 2 の株式の数につきましては、本件会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当会社と新設分割設立会社 2 との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、本件会社分割の目的に鑑み、新設分割設立会社 2 の資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定致しました。

- (2) 新設分割設立会社 2 の資本金及び準備金につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本件会社分割後の新設分割設立会社 2 の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、新設分割設立会社 2 の事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、別紙 2「新設分割計画書(エグゼクティブコーチ株式会社)」第 5 条に記載のとおり決定致しました。

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日(2023年9月30日)時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 932,040 千円、243,465 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社 2 が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

- (2) 新設分割設立会社について

本件会社分割により、当会社から新設分割設立会社 2 へ承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ概算で 43,333 千円、0 円であり、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の新設分割設立会社 2 の収益状況について、新設分割設立会社 2 の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、新設分割設立会社 2 における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

第3 本件会社分割3について

1. 新設分割計画の内容

別紙3「新設分割計画書(B-Connect株式会社)」のとおり。

2. 分割対価等についての定め相当性に関する事項

- (1) 新設分割設立会社3は、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、そのすべてを当会社に割当交付致します。本件会社分割に際して当会社に対して交付される新設分割設立会社3の株式の数につきましては、本件会社分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当会社と新設分割設立会社3との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、本件会社分割の目的に鑑み、新設分割設立会社3の資本金の額等を考慮し、前記の割当株式数が相当であると判断して、決定致しました。
- (2) 新設分割設立会社3の資本金及び準備金につきましては、承継される予定の資産及び負債の額、本件会社分割後の新設分割設立会社3の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策等を総合的に勘案し、法令の規定に従い、新設分割設立会社3の事業内容及び事業規模に応じ相当と認められる金額として、別紙3「新設分割計画書(B-Connect株式会社)」第5条に記載のとおり決定致しました。

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日(2023年9月30日)時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ932,040千円、243,465千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社3が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のとこ

ろ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

(2) 新設分割設立会社について

本件会社分割により、当会社から新設分割設立会社3へ承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ概算で18,150千円、0円であり、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の新設分割設立会社3の収益状況について、新設分割設立会社3の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、新設分割設立会社3における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

該当事項はありません。

以上

- 別紙 1 : 新設分割計画書(コーポレートコーチ株式会社)
- 別紙 2 : 新設分割計画書(エグゼクティブコーチ株式会社)
- 別紙 3 : 新設分割計画書(B-Connect 株式会社)

新設分割計画書

(コーポレートコーチ株式会社)

ビジネスコーチ株式会社(以下「甲」という。)は、新たに設立するコーポレートコーチ株式会社(以下「乙」という。)に対し、甲の人材開発事業(以下「本件対象事業」という。)に関する権利義務を承継させるため、新設分割(以下「本件会社分割」という。)を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
- 乙の本店所在地は、東京都港区西新橋一丁目7番14号とする。

第2条 (乙の設立時取締役の氏名)

乙の設立時取締役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 : 森川駿、佐藤弘幸

第3条 (承継する権利義務)

- 甲は、2023年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙2に定める)を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第4条 (本件会社分割に際して交付する乙の株式の数)

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、その全てを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額)

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- 資本金の額 : 1,000万円
- 資本準備金の額 : 0円
- 利益準備金の額 : 0円

第6条 (新設分割設立会社の成立の日)

乙の成立の日(以下「成立日」という。)は、2025年1月6日とする。但し、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条 (簡易新設分割)

甲は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく本件会社分割を行う。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (本計画の変更等)

甲は、本計画の作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定するものとする。

2024年11月8日

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

別紙 1 : 定款

別紙 2 : 承継権利義務明細表

コーポレートコーチ株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、コーポレートコーチ株式会社と称し、英文では、Corporate Coach Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.経営者、管理者、一般社員等に対するコーチング
- 2.人材開発及び育成に関するコンサルティング
- 3.組織の生産性向上及び目標達成に係るコンサルティング
- 4.人事制度の企画、立案、導入に係るコンサルティング
- 5.各種研修、セミナー、講演会の企画・運営
- 6.インターネット等の情報通信システムによる情報の収集、分析及び提供並びにその管理・運用
- 7.書籍、映像、電子出版等の各種メディアの企画、制作、販売
- 8.ビジネスコーチングのスクール運営及びビジネスコーチング資格の発行、維持、管理
- 9.前各号に関連する事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役以外の機関を置かない。

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第8条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (特定の株主からの自己株式の取得)

当社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第10条 (株式の割当てを受ける権利等の決定)

当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

第11条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第12条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

1. 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条 (手数料)

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条 (株主等の届出)

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じた

ときも同様とする。

2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

第3章 株 主 総 会

第16条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第17条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第18条（招集通知）

株主総会の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに議決権を行使することができる株主に対して発するものとする。

第19条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役の決定によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第21条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提

出しなければならない。

第4章 取締役

第23条（取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第24条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第25条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。
2. 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって取締役の中から社長を1名選定し、必要に応じて取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。取締役が1名の場合は、その取締役を社長とする。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 計算

第29条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までの1年とする。

第30条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第31条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第32条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年9月30日までとする。

第33条（設立時取締役及び設立時代表取締役）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	森川駿、佐藤弘幸
設立時代表取締役	森川駿

以上

承継権利義務明細表

(コーポレートコーチ株式会社)

新設会社が当会社から承継する人材開発事業(以下「本事業」という。)に関する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。

なお、新設会社が当会社から承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、2023年9月30日現在の当会社の貸借対照表を基礎とし、これに本件会社分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 承継する資産

- ① 流動資産 : 本事業にかかる売掛金 67,050 千円。なお、対象となる取引先については別途当社が定めるものとする。
- ② 固定資産 : なし

(2) 承継する負債

- ① 流動負債 : なし
- ② 固定負債 : なし

2. 承継する雇用契約等

新設会社は、本事業に従事する当会社の従業員と当会社との雇用契約を承継しないものとし、当会社は、本件会社分割の効力発生日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当会社及び新設会社が協議の上、別途定める。

3. 承継する契約(上記2にかかるものを除く。)

本事業にかかる業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位

以 上

新設分割計画書

(エグゼクティブコーチ株式会社)

ビジネスコーチ株式会社(以下「甲」という。)は、新たに設立するエグゼクティブコーチ株式会社(以下「乙」という。)に対し、甲のエグゼクティブコーチングを中心とした人材開発事業(以下「本件対象事業」という。)に関する権利義務を承継させるため、新設分割(以下「本件会社分割」という。)を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
- 乙の本店所在地は、東京都港区西新橋一丁目7番14号とする。

第2条 (乙の設立時取締役の氏名)

乙の設立時取締役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 : 出口亮輔、川上賢治

第3条 (承継する権利義務)

- 甲は、2023年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙2に定める)を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第4条 (本件会社分割に際して交付する乙の株式の数)

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、その全てを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額)

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- 資本金の額 : 1,000万円
- 資本準備金の額 : 0円
- 利益準備金の額 : 0円

第6条 (新設分割設立会社の成立の日)

乙の成立の日(以下「成立日」という。)は、2025年1月6日とする。但し、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条 (簡易新設分割)

甲は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく本件会社分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本計画の変更等)

甲は、本計画の作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定するものとする。

2024年11月8日

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

別紙 1 : 定款

別紙 2 : 承継権利義務明細表

エグゼクティブコーチ株式会社
定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、エグゼクティブコーチ株式会社と称し、英文では、Executive Coach.Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.経営者、管理者、一般社員等に対するコーチング
- 2.人材開発及び育成に関するコンサルティング
- 3.組織の生産性向上及び目標達成に係るコンサルティング
- 4.人事制度の企画、立案、導入に係るコンサルティング
- 5.各種研修、セミナー、講演会の企画・運営
- 6.インターネット等の情報通信システムによる情報の収集、分析及び提供並びにその管理・運用
- 7.書籍、映像、電子出版等の各種メディアの企画、制作、販売
- 8.ビジネスコーチングのスクール運営及びビジネスコーチング資格の発行、維持、管理
- 9.前各号に関連する事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役以外の機関を置かない。

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,000 株とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第8条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (特定の株主からの自己株式の取得)

当社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第10条 (株式の割当てを受ける権利等の決定)

当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

第11条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第12条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

1. 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条 (手数料)

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条 (株主等の届出)

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じた

ときも同様とする。

2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

第3章 株 主 総 会

第16条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第17条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第18条（招集通知）

株主総会の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに議決権を行使することができる株主に対して発するものとする。

第19条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役の決定によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第21条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提

出しなければならない。

第4章 取締役

第23条（取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第24条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第25条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。
2. 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって取締役の中から社長を1名選定し、必要に応じて取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。取締役が1名の場合は、その取締役を社長とする。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 計算

第29条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までの1年とする。

第30条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第31条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第32条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年9月30日までとする。

第33条（設立時取締役及び設立時代表取締役）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	出口亮輔、川上賢治
設立時代表取締役	出口亮輔

以上

承継権利義務明細表

(エグゼクティブコーチ株式会社)

新設会社が当会社から承継するエグゼクティブコーチングを中心とした人材開発事業(以下「本事業」という。)に関する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。

なお、新設会社が当会社から承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、2023年9月30日現在の当会社の貸借対照表を基礎とし、これに本件会社分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 承継する資産

- ① 流動資産 : 本事業にかかる売掛金 43,333 千円。なお、対象となる取引先については別途当社が定めるものとする。
- ② 固定資産 : なし

(2) 承継する負債

- ③ 流動負債 : なし
- ④ 固定負債 : なし

2. 承継する雇用契約等

新設会社は、本事業に従事する当会社の従業員と当会社との雇用契約を承継しないものとし、当会社は、本件会社分割の効力発生日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当会社及び新設会社が協議の上、別途定める。

3. 承継する契約(上記2にかかるとものを除く。)

本事業にかかる業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位

以 上

新設分割計画書

(B-Connect 株式会社)

ビジネスコーチ株式会社(以下「甲」という。)は、新たに設立する B-Connect 株式会社(以下「乙」という。)に対し、甲のマーケティング事業・人材開発事業(以下「本件対象事業」という。)に関する権利義務を承継させるため、新設分割(以下「本件会社分割」という。)を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
- 乙の本店所在地は、東京都港区西新橋一丁目7番14号とする。

第2条 (乙の設立時取締役の氏名)

乙の設立時取締役は、以下のとおりとする。

設立時取締役 : 杉本博史

第3条 (承継する権利義務)

- 甲は、2023年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(その詳細は別紙2に定める)を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第4条 (本件会社分割に際して交付する乙の株式の数)

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式400株を発行し、その全てを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額)

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- 資本金の額 : 1,000万円
- 資本準備金の額 : 0円
- 利益準備金の額 : 0円

第6条 (新設分割設立会社の成立の日)

乙の成立の日(以下「成立日」という。)は、2025年1月6日とする。但し、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条 (簡易新設分割)

甲は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく本件会社分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本計画の変更等)

甲は、本計画の作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定するものとする。

2024年11月8日

東京都港区西新橋一丁目7番14号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役 細川馨

別紙 1 : 定款

別紙 2 : 承継権利義務明細表

B-Connect 株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、**B-Connect** 株式会社と称し、英文では、**B-Connect Inc.**表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ブランディング、マーケティング活動支援
2. 経営者、管理者、一般社員等に対するコーチング
3. 人材開発及び育成に関するコンサルティング
4. 組織の生産性向上及び目標達成に係るコンサルティング
5. 人事制度の企画、立案、導入に係るコンサルティング
6. 各種研修、セミナー、講演会の企画・運営
7. 自社動画の企画・販売、他社動画の企画・製作支援
8. インターネット等の情報通信システムによる情報の収集、分析及び提供並びにその管理・運用
9. 書籍、映像、電子出版等の各種メディアの企画、制作、販売
10. ビジネスコーチングのスクール運営及びビジネスコーチング資格の発行、維持、管理
11. 前各号に関連する事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役以外の機関を置かない。

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1,000 株とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（特定の株主からの自己株式の取得）

当会社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第10条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

第11条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第12条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主等の届出）

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じたときも同様とする。
2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当会社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

第3章 株主総会

第16条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第17条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第18条（招集通知）

株主総会の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の3日前までに議決権を行使することができる株主に対して発するものとする。

第19条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役の決定によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第21条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使すること

ができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

第23条（取締役の員数）

当社の取締役は、1名以上とする。

第24条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第25条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第26条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役とする。
2. 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選によって取締役の中から社長を1名選定し、必要に応じて取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。取締役が1名の場合は、その取締役を社長とする。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任限定）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 計 算

第29条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までの1年とする。

第30条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第31条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第32条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年9月30日までとする。

第33条（設立時取締役及び設立時代表取締役）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	杉本博史
設立時代表取締役	杉本博史

以上

承継権利義務明細表

(B-Connect 株式会社)

新設会社が当会社から承継するマーケティング事業・人材開発事業(以下「本事業」という。)に関する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。

なお、新設会社が当会社から承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、2023年9月30日現在の当会社の貸借対照表を基礎とし、これに本件会社分割の効力発生日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 承継する資産

- ① 流動資産 : 本事業にかかる売掛金 18,150 千円。なお、対象となる取引先については別途当社が定めるものとする。
- ② 固定資産 : なし

(2) 承継する負債

- ③ 流動負債 : なし
- ④ 固定負債 : なし

2. 承継する雇用契約等

新設会社は、本事業に従事する当会社の従業員と当会社との雇用契約を承継しないものとし、当会社は、本件会社分割の効力発生日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当会社及び新設会社が協議の上、別途定める。

3. 承継する契約(上記2にかかるものを除く。)

本事業にかかる業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位

以 上